

埼接ミニ情報

発行
(社) 埼玉県接骨師会
総務部

会長あいさつ

上半期の事業も終わり、下半期の事業も会員皆様のご協力により滞りなく会務が執行されていますことを深く感謝申し上げます。平成21年度の課題といたしまして、4月の総会にて承認を頂きました公益社団法人移行認定申請に向け、4年前から会計基準につきましては新会計の見直しを図り検討しているところです。

本会では、本年6月に委員会を設置し、各事業等の公益性の明文化、支部のあり方等、法的または慣習的な裏付けを示す詳細な見直し作業等、また同時に大きな課題であります定款等の見直しを進めております。

さて、先生方もご承知かと思いますが、11月11日から行政刷新会議ワーキングチーム「事業仕分」作業会議がスタートし、「柔道整復師の療養費に対する国庫負担」について取り上げられております。業界をとりまく現況はより一層厳しい状況下ですが、それらの諸問題に対しましてしっかり対峙してまいりますので、会員の皆様のご協力をお願い致します。

総務部：

行政刷新会議「事業仕分」作業について8月末の衆議院総選挙における自民党惨敗という戦後最大の大転換期に直面し、11月11日から行政刷新会議ワーキングチーム「事業仕分」作業会議がスタートし、「柔道整復師の療養費に対する国庫負担」に関する議題が話し合われた。平成18年12月末時点で約3万8千人の有資格者がおり、現在、国民全体の医療費の1%弱の金額が使われている。また柔道整復療養費は国民医療費の伸び率を上回る率で増加していること等から、平成12年以降単価の引き下げ等の適正化を実施してきたが、引き続き実態等を見ながら更なる適正化を努めることとする。指摘内容は ①柔整学校の乱立問題②多部位請求(各県での%相違) ③多部位通減の見直し④ケガでない治療(マッサージ等)等々でありました。また、会議は1時間ほどの話し合いの上、評価委員15名のうち11名が「柔道整復師の療養費に対する国庫負担」に関しましては「見直すべき」と判断されました。このことにつきましては、当日日整の保険担当役員が傍聴しております。なお、今後はこの刷新会議の結果が療養費に関し、何らかの形でいくつかの制限がつくことが予測される。

保険部：

保険者からの返戻事例について

②自家診療等(家族・親族関係、従業員、仲間同士)の取扱いは自粛を心掛けるよう講習会、ミニ情報等で、お知らせしておりますが、最近、保険者の縦欄点検で審査会並びに本会へ問い合わせがあり、また、不払い(調査中)・不支給として返戻されております。中には保険者から**(2年間に亘って通院しておりますが、自宅での治療はできないのか?また、他の社団では、家族の療養はモラル上控えるよう指導があるようですが、貴団体(埼接)はそのような指導はしていないのか?)**と調査依頼がきております。再三文書等にて警鐘を促していますが、いまだに申請されている会員には、今後文書にてお知らせしていくこととなります。

接・整骨院での国保療養費に関する調査について

〇〇患者様へ=接・整骨院で受けた療養について、施術の回数や自己負担金(一部負担金)の金額等について調査することになりました。接骨院で受けた療養の費用については、自己負担分を除いた金額を国民健康保険事業から療養費として給付しています。そのため、申請を受けた療養の内容が適正か否かを調査・確認することが、市町村の調査の義務となっており、あなたが調査の対象になったものです。調査は、お宅等に訪問し、療養を受けたあなた本人から聞き取り調査をするものです。

〇〇患者様へ=接・整骨院で受けた療養について、施術の回数や自己負担

調査内容は次のとおりとする。

- 1 調査は、平成21年1月～6月までの療養について行います。
- 2 内容は、負傷の状況、各月の療養日、自己負担金等です。

◆調査の結果は次のとおりとなりました◆

- ※1 一部負担金の窓口徴収差額の問題が発生し、全額返還となった。
- ※2 負傷の原因が急性・亜急性でないため返戻となった。
- ※3 施術日数が患者と相違があり、調査依頼があった。

脱臼・骨折・不全骨折の同意について

健保組合が、骨折において医師からの診療報酬明細書の確認が取れないため、患者に照会したところ、患者からは医療機関を受診していないとの回答があり、

返戻となるケースが最近多く見られます。

- Q1 医師の同意がなく返戻された場合、捻挫として請求できるのか?
A1 骨折等の傷病名を捻挫に変え再提出されてくるケースがありますが、このことは虚偽の請求となります。同意が取れていない場合は、応急手当のみでの請求となります。
- Q2 医師の同意を得て骨折の傷病名で請求したが、実際、医師からは打撲若しくは捻挫と診断され診療報酬明細が提出され、返戻になりましたが?
A2 捻挫・打撲として請求することとなります。(医師又は患者から同意(傷病)の確認)
- Q3 医師の同意が無いとされ返戻になった。(電話にて同意あり)
A3 医師の同意は患者を診察した上で、書面又は口頭によるものとされております。したがって、組合に診療報酬明細が提出されないと、返戻されます。

《医師の同意》脱臼又は骨折(不全骨折を含む)に対する施術については医師の同意を得たものでなければならない。また、応急手当をする場合はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要である。

- 医師の同意は個々の患者又は、施術者が直接医師から得てもよい。いずれの場合であっても、医師の同意は患者を診察した上で、書面又は口頭により与えられることを要する。
- 施術につき同意を求める医師は必ずしも整形外科、外科等を標榜する医師に限らない。
- 実際に、医師から施術につき同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しない。

◆行事予定◆

- 21.12.8(火) 顧問医相談日・会員相談日
- 21.12.22(火) 顧問医相談日
- 21.12.28(月) 仕事納め
- 22.1.4(月) 仕事始め(通常業務開始)
- 22.2.27(土) 市民公開講座(熊谷市立大里体育館)
- 22.3.14(日) 関東学会(大宮ソニックシティ)
- 22.3.20(土) 第62回定時総会(予算総会・埼接会館3F)
- 22.4.25(日) 第63回定時総会
(埼玉県県民健康センター)



皇帝ダリア